平成２２年（フ）第７１２号
福岡市西区愛宕南１丁目２番18―201号
債務者　山田シゲ子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７６４号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄西４―18―15、住民票上の住所福岡市博多区千代４丁目29番17―401号
債務者　野田　千鶴
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７７７号
福岡県筑紫郡那珂川町恵子４丁目６番２号
債務者　木元　宏治
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７８４号
福岡県糟屋郡須恵町大字旅石86番地154
債務者　中島　清美
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７９５号
福岡市早良区四箇田団地37番306号
債務者　竹内　五月
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８０４号
福岡市城南区東油山１丁目１番16号
債務者　阪田　美鈴（旧姓森岡）
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８１４号
福岡市西区生の松原２丁目４番16―502号
債務者　塩手美由紀
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８１９号
福岡市東区城浜団地18番302号
債務者　内野美佐緒
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８２６号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵854番地サンティール須恵ＩＡ102号
債務者　田口　昌樹
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８２７号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵854番地サンティール須恵ＩＡ102号
債務者　田口　五月
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８３０号
福岡市城南区長尾５丁目28番12号
債務者　樋口　明徳
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８０号
北海道小樽市オタモイ２丁目４番24号
債務者　可児　和江
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１００号
岩手県北上市和賀町藤根１地割33番地31
債務者　菊池　紀二
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第１０１号
岩手県北上市和賀町藤根１地割33番地31
債務者　菊池なみ子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第４５７号
仙台市若林区文化町19番５―204号
債務者　木村　富男
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１００号
秋田市山王１丁目10番32号　アネックス山王10号、住民票上の住所秋田市山王１丁目10番32号　レジデンス手塚10号
債務者　吉田　　貢
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４８号
秋田市新屋松美町７番12号　鈴木アパート１号
債務者　小林　広之
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５４号
秋田市新屋前野町16番18号
債務者　金見　　葵
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
秋田地方裁判所民事第２部